

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

中華人民共和国

食品添加物

1. 食品添加物に関する一般基準.....	1
2. 食品への食品添加物の表示.....	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

食品添加物の新規登録の承認は中国国家衛生健康委員会(NHC)の責任で行われる。中国では、食品添加物のポジティブリストが適用されており、食品に使用されることが認められているのは「食品添加物使用基準(食品添加剤使用標準)(GB2760-2014)」に記載された添加物のみである。このため、禁止添加物の別途指定はない。

GB2760-2014 には、中国での使用が承認されている食品添加物の種類と名称、各食品添加物の使用範囲と使用法などが詳しく規定されている。なお、2017年12月には、ドラフト改訂版(GB2760-XXXX)がパブリックコメントとして発表されているが、WTO への通達はまだ行われていない。

1. 食品添加物に関する一般基準

1) 食品添加物に関する主な基準

食品添加物において主要な基準は以下の5つである。

基準番号	基準名(中国語)	基準名(日本語)
GB2760-2014	食品添加剤使用標準	食品添加物使用基準
GB29924-2013	食品添加剤标识通則	食品添加物製剤の一般表示規則
GB26687-2011	复配食品添加剤通則	配合された食品添加物における基準
GB14880-2012	食品营养強化剤使用標準	栄養強化剤の使用に関する基準
GB9685-2016	食品接触材料及制品用添加剤使用標準	食品容器・包装材における添加物使用に関する基準
GB31647-2018	食品添加剤生产通用卫生规范	食品添加物製造における一般的衛生規範

食品添加物の輸入について

食品添加物の輸入については、別途「輸出入食品添加物の検査、検疫、監督および管理のための基準(进出口食品添加剤检验检疫 监督管理工作规范)」という通知が2011年4月に発表されている。この通知では、食品添加物の使用、および非食品添加物の検査、検疫、監督には適用されないとされている。

2) 食品添加物の定義及び用途分類

食品添加物は、GB2760-2014において、以下のように定義されている。

食品添加物は、化学的に合成された物質や天然の物質を食品に添加して、食品の品質や色、風味、味の向上、保存、鮮度、加工などを目的としたもの。

- 安全性 - 消費者に健康被害を与えてはならない
- プロセスの必要性 - 食品中で意図された機能的な目的を果たす必要がある
- 人為的・意図的な追加
- 化学的に合成されたもの、または天然物
- 食品として直接消費するものではない
- 伝統的な意味での食品添加物
- 食品用のフレーバー

- 食品業界向けの加工助剤
- ガム系菓子の基剤物質
- 食品の栄養強化

食品添加物の機能的分類は概ねコーデックス食品添加物に関する一般規格(GSFA)に準拠しているが、別途チューインガム基材、食品用香料、加工助剤が含まれている。

pH 調整剤、固結防止剤、消泡剤、酸化防止剤、漂白剤、膨張剤、チューインガム基材、着色料、色調安定剤、乳化剤、酵素製剤、風味増強剤、小麦粉改良剤、塗布剤、保湿剤、保存料、安定剤及び凝固剤、甘味料、増粘剤、食品用香料、加工助剤

3) 香料について

香料は中国では食品添加物として分類される。香料に関する一般的な基準は以下の 2 つである。

なお、中国国務院公告 2020 年第 7 号(2020 年 9 月 11 日発表)にて、食品香料規格の改正が発表され、従来の GB30616-2014 及び GB29938-2013 は 2121 年 3 月 11 日に廃止され、新しい基準 GB30616-2020 及び GB29938-2020 が同日より有効になる。

基準番号	基準名(中国語)	基準名(日本語)
GB30616-2020	食品用香精	食品用香料基準
GB29938-2020	食品用香料通則	食品用香料一般規則

4) 栄養強化剤について

中国国務院は 2012 年 3 月 15 日に、「食品栄養強化剤の使用に関する基準(食品营养强化剂使用标准)(GB 14880-2012)」を公表し、同基準は 2013 年 1 月 1 日に施行された。この基準は、栄養強化目的における定義や、許容される栄養強化物質のポジティブリスト、使用が認められる食品カテゴリーの特定、認められる栄養強化物質の供給源を定めている。

なお、栄養強化物質または食品添加物の両方に分類される物質であっても、食品中の栄養成分の改善を目的として使用されるのであれば「栄養強化剤の使用に関する基準(GB 14880-2012)」に、食品添加物として使用される場合には「食品添加物使用基準(GB2760-2014)」の規定に従わなければならない。

5) 加工助剤について

加工助剤は、食品加工に使用されるが食品自体には影響を与えない物質をいう。ろ過助剤、清澄剤、吸着、除去、漂白、剥離、抽出溶媒、発酵の栄養素など。加工助剤は通常、最終製品ができる前に可能な限り除去されていなければならない。そのため、加工助剤は食品への表示は免除となる。

2. 食品への食品添加物の表示

食品ラベルに食品添加物を表示する際、一般消費者に馴染みのない化学式の名称を使用される場合があったため、包装食品に使用された食品添加物を表示する際に国家標準における通用名称を使用する旨規定している。

- すべての食品添加物は、GB2760 に従って一般名を表示しなければならない。
- 食品添加物の含有量の多いものから順に名称を表示し、食品添加物の一般名は、
 - 当該食品添加物の固有名で表示
 - 当該食品添加物の機能的分類と INS 番号で表示
 - 当該食品添加物の機能的分類と固有名で表示のいずれかで表示することができる。
- 定型包装された食品および食品添加物は、ラベルまたは説明書に所定の項目を記載しなければならない。
- 表示は明瞭かつ容易に判別できなければならない、かつ中国語で記載されていなければならない(登録商標を除く)。
- 投入量が食品総量の25%未満の複合原材料中に含有する食品添加物で、かつ、GB2760 にある使用基準に従っており、最終製品においてはその効果が出ないものに対しては、キャリーオーバーとして表示を免除とする。